公開版

諮問番号：平成29年度　諮問第15号

答申番号：平成30年度　答申第2号

答　申　書

第1　審査会の結論

裁決についての「本件審査請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2　主張の要旨

1　審査請求人の主張の要旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の主張は、おおむね次の(1)から(6)までのとおり整理することができる。

(1) 札幌市○区○に所在する○（以下「本件ホテル」という。）の事業について、○（以下「A社」という。）ではなく請求人に属するとした処分庁である札幌市長（以下「処分庁」という。）の認定は誤りである。

(2) 処分庁が平成29年8月10日付け札○第○号から第○号までにより行った事業所税決定処分（以下「本件処分」という。）の決定通知書に別紙として添付されていた理由書（以下「本件理由書」という。）に記載の理由では、課税標準の算定の基礎となった事業所税申告書の特定が不十分であり、対象の事業所となる建物や非課税・特例対象となる床面積についても不明であるため、理由の提示に不備がある。

(3) 本件処分は、事業所税の決定の要件となる「調査」を欠いた違法なものである。

(4) 裁決によって取り消された処分（平成28年10月4日付け事業所税決定処分。以下「前回処分」という。）と同様の処分を課すことは、処分権限の逸脱・濫用であり、違法な処分の蒸し返しである等、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「審査法」という。）に反する。

(5) 前回処分に係る審査請求の裁決の内容や日程は、本件処分を担当する部署に漏れていたと思われる。また、当該裁決に記載されていた付言について請求人は争

うことができないため、前回処分における審査請求の手続は、公平・公正の外形を欠くものである。これらの事情から、前回処分に対する審査請求の審理員が関与することを事実上忌避する。

(6) 処分庁は、別訴において、請求人の法人格が濫用されたものとして当該法人格を否定する旨を主張しているところ、本件処分は、この主張に矛盾する事実認定を基に行われたものである。

(7) 本件処分に基づき滞納処分等がなされないように、その執行停止について申し立てる。

2　処分庁（札幌市長）の主張の要旨

本件処分は、適法かつ正当なものである。

第３　審理員意見書の要旨及び審理員審理手続

1　審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア　平成24年10月31日、請求人は、Ａ社との間で、本件ホテルの運営をＡ社が請求人に委託する契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

イ　本件ホテルに係る事業所税については、平成27年９月30日までの算定期間において、Ａ社が申告を行っていた。

ウ　平成28年９月６日、処分庁は、請求人が平成24年11月以降本件ホテルにおける事業を行い、本件ホテルに係る事業所税の納税義務者に該当すると認定し、請求人に対し同年３月29日から平成28年２月29日までの算定期間に係る事業所税の申告納付を行うよう記載した文書を送付した。

　また、処分庁は、Ａ社に対し、本件ホテルに係る事業所税の納税義務者が請求人であると認定したことから、今までＡ社が申告してきた事業所税について減額更正する予定である旨の文書を送付した。

エ　平成28年９月16日、処分庁は、請求人に対し、本件ホテルに係る事業所税の申告納付がない場合、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第701条の58第２項の規定に基づき、本件ホテルに係る事業所税の決定を行う旨の文書を送付した。

オ　平成28年9月30日、本件ホテルの運営会社が同年10月1日をもって請求人から○（以下「B社」という。）に変更となる旨の届出が、請求人及びB社から取引先に提出された。

カ　平成28年10月4日、処分庁は、請求人に対し、本件ホテルに係る事業所税の決定（課税標準及び税額は、本件処分に同じ。以下「前回処分」という。）を行った旨の通知書を送付した。

　また、A社に対し、事業所税の減額更正を行った旨の通知書を送付した。

キ　平成28年11月4日、請求人は、前回処分について審査請求を行った。

ク　平成29年8月9日、キの審査請求の審査庁たる処分庁は、前回処分に係る決定通知書における理由の提示に不備があったことから、前回処分を取り消す旨の裁決を行った。

ケ　平成29年8月10日、処分庁は、請求人に対し、本件処分を行った。

コ　平成29年9月25日付けで、請求人は、本件処分に係る審査請求を行った。

サ　平成29年10月12日付けで、処分庁は、コの中で併せて申し立てられた本件処分等の執行停止について、理由がないものとして、その執行を停止しない旨の決定を行った。

(2)　本件処分等について

ア　本件ホテルに係る人的及び物的設備が請求人の支配下にあり、本件ホテルの事業の実施主体が請求人であることは明らかであるから、処分庁が請求人を本件ホテルに係る事業所税の納税義務者として認定したことについて、違法又は不当な点はない。

イ　処分庁は、A社から提出された事業所税の申告書の内容を確認し、本件ホテルにおいては本件契約の前後で事業の内容に変更がなく、法令の規定に照らし、課税標準等の算定にも誤りが認められないことから、請求人の事業所税額をA社から申告された内容と同じく決定したものである。

　よって、事業所税額の決定について、違法又は不当な点はない。

ウ　処分庁が理由の提示の不備により取り消された前回処分と同じ内容の本件処分を行ったことについて、審査法に違反するものではない。

エ　行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項において、不利益処分を

行う場合に理由の提示を求めている趣旨は、処分庁の判断の慎重及び合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛て人に知らせて不服申立ての便宜を与えることにあると解される（最高裁判所平成23年6月7日判決）ところ、本件理由書においては、事業所税の対象となる事業所及び課税標準の算定期間を特定した上で、税額等の算定の基礎となる床面積等を当該算定の段階ごとに根拠法令等と共に明示しており、仮に本件処分に何らかの誤りがあったとしても、その誤りを指摘することは十分に可能であるから、理由の提示に欠けるところはないというべきである。

オ　処分庁は、本件処分時において、請求人に本件ホテルに係る事業所税の納税義務があることを把握しており、税額等の算出も可能であった。そのような状況において、請求人について更なる調査を法が求めているものと解することはできない。

カ　その他本件処分に違法又は不当な点は認められない。

2　審理員審理手続（日付は平成29年から平成30年まで）

10月26日	審査庁が、請求人の審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を請求人に通知
11月21日	処分庁が弁明書を提出
12月19日	請求人が反論書を提出
1月12日	審理手続の終結
1月19日	審理員意見書を、事件記録等とともに、審査庁に提出

第4　裁決書案の要旨

第3の1 (2) と同じ内容である。

第5　調査審議の経過（日付は平成30年）

2月13日	札幌市長（審査庁）から諮問
3月15日	第1回調査審議（平成29年度第12回札幌市行政不服審査会）

第6　審査会の判断の理由

1　審査会の判断に係る法令の規定等

(1) 課税客体及び納税義務者

事業所税は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）等の区域内における事業所等において行う事業に対し、当該事業を行う者に課される（法第701条の32第1項）。

上記の「事業所等」とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう（地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（平成22年4月1日総税市第16号総務大臣通知。以下「総務大臣通知」という。）第1章第1節6 (1) 及び第9章3 (3)）。

また、「事業を行う者」については、事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上当該事業を行っていると認められる場合には、当該他の者が納税義務者となる（法第701条の33）。

なお、貸ビル等にあっては、当該貸ビル等の全部又は一部を借りて事業を行う者が納税義務者となる（総務大臣通知第9章3 (4) ア）。

(2) 課税標準、税率及び免税点

ア　課税標準

事業所税は、資産割及び従業者割によって構成される（法第701条の32第1項）が、そのうち資産割は、課税標準の算定期間（法人の場合は事業年度をいう。以下同じ。）の末日現在における事業所床面積を課税標準とする（法第701条の34第6項及び第701条の40第1項）。

この事業所床面積のうち、勤労者の福利厚生施設及び旅館・ホテルにおける消防用設備等が設置されている部分の全部又は一部には、資産割を課さない（法第701条の34第3項第26号及び第4項並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第56条の41及び第56条の43）。また、旅館・ホテルの客室等については、その床面積の2分の1を控除して課税標準を算定する（法第701条の41第1項の表第9号及び政令第56条の60）。

また、従業者割は、課税標準の算定期間中に事業所等の従業者に支払われた給与等の総額を課税標準とする（法第701条の40第1項）。

イ　税率

資産割は1㎡につき600円、従業者割は100分の0.25とする（法第701条の42）。

ウ　免税点

指定都市等の区域内において行う事業に係る各事業所等について、事業所等の合計床面積が1,000㎡以下である場合には資産割を、事業所等の従業者の数の合計数が100人以下である場合には従業者割を課することができない（法第701条の43第1項）。

(3) 申告納付等

事業所税の徴収は申告納付の方法によらなければならず（法第701条の45）、法人の納税義務者は、各事業年度終了の日から2月以内に事業所税の申告書を指定都市等の長に提出し、申告した税額を納付しなければならない（法第701条の46第1項）。

また、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかった場合は、指定都市等の長は、その調査によって、申告すべき課税標準額及び税額を決定する（法第701条の58第2項）。この更正及び決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においてはすることができない（法第17条の5第1項）。

2　判断

請求人は、本件ホテルについて、請求人が事業所税の納税義務者であるとした処分庁の認定は誤りであると主張していることから、まずこの点について検討する。

審査請求書、反論書、その他の関係資料によると、なるほど、A社が本件ホテルの耐震工事に係る補助金の申請を行っていたことが認められる。しかしながら、当該補助金の申請については、制度上、対象となる建物の所有者である法人（その代表者）において行うものとされていることから、A社（その代表者）が当該補助金の申請を行っていたことをもって本件ホテルの事業がA社に属するということはできない。その他、請求人は、A社が入湯税の申告を行っていたことや、A社の代表者が本件ホテルに住民票を置いていた時期があることをもって本件ホテルの事業がA社に属すると主張するが、これらの事情を踏まえても、本件ホテルの事業がA社に属するものということはできず、また、当該事情を認めるべき書証等も存在

しない。

一方、本件ホテルに係る家屋はＡ社が所有するものの、Ａ社はその運営を請求人に委託していることが認められる。その委託内容について記された公正証書からは、本件ホテルの従業員が請求人に雇用されていたこと、当該従業員に係る給与支払者並びに雇用保険及び労災保険の加入者が請求人であったこと、本件ホテルの管理者が請求人であり本件ホテル内の一切の動産も請求人が使用していたこと、本件ホテルの運営による収益の全てを管理し当該運営に関わる一切の必要経費等の支払いを実行する者が請求人であったこと等が認められる。

以上について、第６の１の法令等に照らして総合的に判断すると、本件ホテルに係る事業を行っていたのは請求人であるとして事業所税の納税義務者を請求人であるとした処分庁の判断には、合理性があるものということができる。

また、請求人は、本件処分を行うに当たって必要となる調査が行われなかったことを主張するが、本件処分は、建物ができた当初に建物平面図等から算定した課税標準となる床面積が上記公正証書の内容等に照らして、本件処分時まで変化がないことを確認の上で行われているほか、本件理由書に記載の理由についても、行政手続法等の規定を踏まえた記載であるということができる。

なお、税額についても、次のとおり適正に算定されていることが認められる。

事業年度	課税標準（床面積）	税額	備考
○から○まで	○㎡	○円	※　資産割について、課税標準×税率（１㎡当たり 600 円）で算出。端数金額は切捨て（法第 20 条の４の２第３項） ※　従業者割については、免税点以下
○から○まで	○㎡	○円	
○から○まで	○㎡	○円	
○から○まで	○㎡	○円	

さらに、請求人は、前回処分と同じ内容の本件処分を課すことは、処分権限の逸脱・濫用であり、違法な処分の蒸し返しである等、違法であると主張する。しかし、前回処分は、手続の瑕疵を理由として取消しに至ったものであって、手続の瑕疵を補正して同一の処分を行うことまでが法的に禁じられるものではない。

その他、請求人は、本件処分の違法性をるる主張するが、いずれも理由がないものと考えられる。

以上のことから、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきであり、加えて、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

他方、請求人が申し立てた執行停止については、第３の１⑴サのとおり、審査庁としては執行停止をしないことと決定しているが、この判断についても、違法又は不当な点はない。

よって、本審査会としては、上記第１のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委　員（会　長）　岸　本　太　樹

委　員　　　　　　鈴　木　　　光

委　員　　　　　　林　　　賢　一